

IV 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締り等の強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

1 多重債務問題への取組

<現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県の登録貸金業者は49業者（2022年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、貸金業の立入検査にあたって、個人信用情報機関の登録情報の適切な使用を確認のうえ、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

<今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。
〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。
〔経済産業局〕

2 違法なギャンブル等の取締りの強化

<現状及び課題>

- 本県警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、2021年中、ゲーム機等使用に係る賭博事犯を5件検挙しています。
- 2020年県計画に示したとおり、厳正な取締りによって、違法なギャンブル等は抑制されているものと思われませんが、賭博事犯は依然として発生しています。
- また、2022年基本計画について、オンラインカジノ対策の必要性の指摘を踏まえ、新たにオンラインカジノに係る賭博事犯も取締りの対象に含まれることが明記されました。
- これらを踏まえ、オンラインカジノに係る賭博事犯も含むゲーム機等使用に係る賭博事犯について、厳正な取締りの推進が必要です。

<今後の取組>

- 違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。
〔警察本部〕
- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。
〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議
第11項
警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。